

# 韓国のインターネット・リテラシー に関する一考察

金 美林



## ▶ 1 はじめに

インターネットが商用サービスとして提供されはじめて二十数年ほどになるが、その直後から現在に至るまで新しい情報は常に生産され、更新され、また付け加えられている。情報ネットワークの増殖がもたらす合理化は多くの論者をひきつける魅力を持っているが、その半面、ネットが登場する前には予期できなかった新たな形態の問題点が浮上しはじめたのも事実である。それはネットでの情報がきっかけで引き起こされる現実問題である。ネット上の情報が様々な社会問題を発生させるのは、それほどインターネットが社会的に影響を持ったメディアとして成長した証とも言える。双方向性という性質はインターネットが既存のメディアと区分される最も異なる特徴であり、また、異なる文化的・社会的背景を持った世界中の誰もが情報の発信者にも受信者にもなりうることもインターネットの特色と言える。これらの特徴によって引き起こされる様々な諸問題は、既存のメディア・リテラシー教育とは異なるアプローチを必要としている。

今回の研究対象である韓国の場合、世界的にみてもインターネット普及が比較的に行われた国であり、インターネットがきっかけとなって発生している社会問題も日々新しい形で現れている。このような背景を踏まえ本研究では、インターネット時代を迎え韓国ではどのようなメディア・リテラシー教育を実施しているのかを明らかにしたい。そのため、まず、韓国におけるインターネット上の有害情報がどのように定義され、変動されてきたのか、また現在どのような現状であるかを把握する必要がある。そして、メディア・リテラシーを含む有害情報対策はどのような枠組みの中で誰が主体となって行われており、その内容はどのようなものなのかを調べたい。特に既存のメディア・リテラシーの先行研究者たちによって分類されてきたメディア・リテラシーの定義と形態に照らし合わせ、韓国のリテラシー教育の傾向を考察したい。

## ▶ 2 先行研究

### 2-1 定 義

メディア・リテラシーに対する定義は専門家によって様々である。早い時期からメディア・リテラシーの研究が盛んだカナダでは1980年代に州政府のレベルでメディア・リテラシーが定義された。オンタリオ教育省によると、“学生がマス・メディアの性格やそれを利用する技術、そしてそれらの技術が持つ強い影響力を批判的で体系的に理解できるようにするもの”がメディア・リテラシーであると定義された。(Ontario Ministry of

Education, 1989) イギリスのメディア・リテラシーの権威である D. Buckingham (2003) は、“メディアを利用・解釈するために必要な知識、技術と能力”と定義する。The Aspen Institute の P. Aufderheide ら (1992) によると、“人々が特別な成果のために情報へアクセスし、分析し、生産する能力”であると定義される。また、著書「メディア・リテラシー」で有名な W. James Potter (2011) によると、“我々が遭遇するメッセージの意味を解釈し、自分を表現するためにメディアを能動的に活用するための一つの装置”であるとしている。

これらの定義を総合してみると、メディア・リテラシーとは“メディアにアクセスする能力、そこから発信されたメッセージを理解・解釈する能力、メディアを利用して新たなものを生産できる能力を学習すること”とまとめることができよう。本研究では特にインターネットだけに焦点を合わせているため、それにアクセスし、その中のメッセージを理解して解釈し、それを利用して新たなコンテンツを生産・共有する能力を学生たちに備えさせるために、どのような教育が行われているのかを明らかにする必要がある。

## 2-2 メディア・リテラシー教育の形態

Marcus Leaning (2009) は、概ね五つの異なるパターンにメディア・リテラシー教育プログラムを分類している。分類の基準は主にリテラシー教育プログラムを準備して実行する主体の違いである。表1によると、その主体は、教師、NGO などの民間団体、国、教育庁や国際組織など多様である。主体の違いは教育内容に反映されるため、これらの分類によって教育方法には根本的な違いが生じるのである。また、これらの分類とは別に、Marcus はメディア・リテラシーの教育内容によっても三つのモデルに分類することができるとしている。「予防・保護モデル」、「啓蒙モデル」、「参加型モデル」である。まず、「予防・保護モデル」では、メディアテキストとは学生を守るために調査されるべきものであると見なされており、メディア教育の形態は防御的なアプローチをとるべきであると主張するモデルである。このモデルは現在も多くのメディア・リテラシープログラムに残っており、

●表1 メディア・リテラシープログラムのパターン

パターン	例	内容
1	開発途上国	正式に組織化されたメディア・リテラシー教育はなく、特例として存在するか、あるいは良識のある先生によって小規模グループや地域活動として行われるモデルである。この場合、正規の学校教育の外で活動が行われ、NGO グループがプログラムの開発に関っている場合もある。
2	オーストラリア、カナダ、ニュージーランド	教育者たちの草の根的で非階層的な組織によってメディア・リテラシー教育が現れるモデルである。これらの組織の場合、実務経験と関連資料を組織の構成員が共有しながらカリキュラムを修正していくアプローチである。このようなグループの特徴は、正規の教育の外側で組織される傾向があるということだが、主なメンバーが先生であるためメディア・リテラシー教育にかなり強い影響力を持つ傾向がある。
3	アメリカ	トップダウン形式のモデルである。教会やメディア規制団体、メディアアクセスグループ、プロの組織などの圧力団体によってメディア・リテラシーの活動が主張され、組織されるケースである。彼らは、宗教的・道徳的・政治的な目的を達成するためにメディア・リテラシー活動を行う。
4	イギリス、日本	カリキュラム中心のモデルである。メディア教育を含む学校でのカリキュラムだけでなく、日本の「総合的な学習の時間」のような社会的教育も含むモデルである。イギリスにおけるメディア教育はそれが卒業試験や大学入試に含まれるほど正式な科目になっている。
5	政府、もしくは国際機関	政府によって触発されたものの政府は干渉しないタイプのモデルである。ガイダンスや授業資料と支援は、政府機関もしくは英国情報通信庁や欧州評議会のような国際的機関と通じて利用可能になる。個人や両親が有害情報から子どもの身を守る方法を身につけさせるために使うことができる。

出所：Marcus Leaning (2009) pp.6-8

特にアメリカでは“子どもたちを有害な情報内容から守る”ことが強く強調されていると言及する。「啓蒙モデル」では、メディア教育の役割をメディアによって送られたイデオロギー的な内容や政治的メッセージを解釈できるようにすることにあるとし、メディア教育における“批判的な側面”が重要であると説明する。このアプローチは現在も多くの教師たちに支持されており、学生がイデオロギーの影響に直面した際に能動的に行動できるようにすることを目指している。しかし、このモデルのメディア・リテラシーでは学生が実際にメディアコンテンツを生産できる技術を習得するところまでは教えていない。三つ目は「参加型モデル」で、このモデルが登場した背景は、能動的なメディア消費者の登場、経験と実習を大事にする教授法の登場、デジタル技術の発達があると言われている。

本研究ではこれらの分類を参考にしながら韓国で行われているインターネットのリテラシー教育の主体と内容を解釈して考察を行う。

## 2-3 韓国におけるインターネットのリテラシー教育の研究動向

韓国のインターネットのリテラシー教育に関する研究は、2000年代後半から多く発表されはじめた。主にリテラシー教育の効果に関する研究や国内におけるリテラシー教育の事例研究、リテラシー教育の教材分析研究、そしてリテラシー教育プログラムの開発などがその内容であるが、この分野に対する研究論文の本数はまだ少ない。特に、今年発表された論文の中には「動画 UGC 制作及び活用教育を通じたインターネット・リテラシーの効果分析」という研究があり、第4章で後述する韓国インターネット振興院が推し進めている教育方法のようなものが果たして効果があるかどうかを測定したものは興味深い結果が得られている。研究は、動画 UGC (User Generated Contents) 制作と活用教育を体験した生徒 708 人を対象に、教育を受けた後、インターネットに対する感性的な態度、媒体認識、インターネット利用の効能感、インターネット・メディアの活用能力、インターネットにおける倫理意識の変動を調べた。結果的に、インターネット利用効能感とインターネット・メディアの活用能力が教育の後大きく変動しており、インターネットにおける倫理意識も自然と高くなっている結果が得られた。今後はリテラシー教育の長期的な効果、現在の教育体制の問題点、今後の改善点などさらなるテーマの追加が予想される。

## ▶ 3 ネット上の有害情報現況

### 3-1 わいせつ情報

ネット上の有害情報の現状ははっきりと把握することが難しい。利用者を対象にした有害情報接統の経験も調査内容によって異なる。まず、放送通信審議委員会が2008年実施した放送通信情報利用実態分析・調査による「インターネット利用時の有害情報露出現況」では、インターネットを通じて有害情報に露出された経験が約60%を超えることがわかった。また同じく放送通信審議委員会が首都圏地域の青少年13歳から18歳を対象にした質問調査では、インターネットを通じてわいせつ情報に接した経験のある子どもは全体の35.7%に達しており、主にそれを見る場所は自宅(95.6%)であることが分かった。多く接触しているわいせつ情報は「動画(66.3%)」、「わいせつ小説・マンガ(22.4%)」、「写真(6.4%)」、「サイト(2.3%)」、「わいせつなチャットとゲーム(0.6%)」の順で、利用頻度は一週間に1~2日が最も多かった。このような子どものわいせつ情報への接触によって引き起こされた事件も最近は増えている。2008年には地方のある小学校で被害者と加害者が100人を超える集団性暴力事件が発覚している。児童たちは主にインターネットのポルノをみて真似し、学校の中や児童公園、親のいない自宅でこのような事件を起こした(ハンギョレ新聞2008.4.30, 東亜日報2008.5.1)。インターネットを通じたわいせつ情報への子どものア

クセスがどれほど大きな社会問題に発展するのかを象徴する事例である。

最近では Twitter のような SNS サービスもわいせつ情報の広報に悪用されている。わいせつ情報を提供している「ソラネット」というサイトは放送通信審議委員会から繰り返し接続が遮断されてきたものの、その度にサイトのアドレスを変えてきた。Twitter の登場以降は変更されたホームページの住所を順次に伝えており、より多くの人々に早く情報が伝わっている。新たなサービスの登場によってわいせつ情報の広がり方も進化を遂げている。

### 3-2 家出・自殺・犯罪関連情報

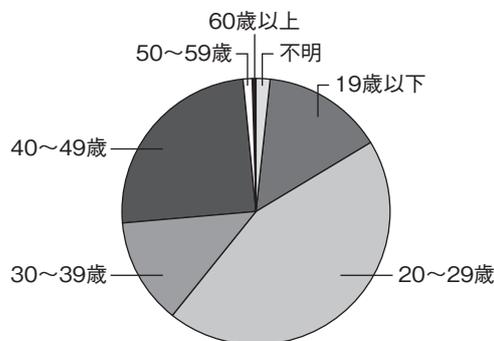
最近、インターネットを通じて一緒に家出をする友達を募集したり、家出をしてもお金を稼いで生活できる方法を伝授しているサイトが急増している。そのようなサイトでは、“家出も人生の大事な経験”という風の家出を冗長することは勿論、犯罪へ巻き込まれる入り口としての役割も担っている。インターネットの家出サイトで知りあった3人の10代が強盗の疑いで逮捕された事件は、ネットが犯罪のツールとして利用されている現状を反映している（放送通信審議委員会，2009）。また、サイトで出会った男子生徒が女子生徒を家出させ売春をさせる事件も現れており、子供たちによって作られ更新される家出サイトが深刻な社会問題を引き起こしている。

一方、自殺関連サイトも急増しているが、その主な内容は自殺の冗長、同伴自殺の要請、毒薬物の販売などである。そして、犯罪の手口を教えるサイトも開設されそれを見た青少年が真似して犯罪を起している。実際、「バイクを盗む方法」や「万能鍵を作る方法」など詳細な内容が記載されているサイトから万能鍵の作り方を覚え窃盗を繰り返していた青少年が逮捕されている。（東亜日報 2010.9.11）2010年には摘発された自殺と家出を冗長する有害サイト 262 箇所を放送通信審議委員会が接続を遮断している。今後は大手ポータル 5 箇所が常時モニタリングをしていく方針である。

### 3-3 誹謗中傷・名誉毀損・個人情報侵害

韓国では 2008 年インターネットにおける名誉毀損にあたる書き込みによって有名芸能人が自殺するなどの事件により、ネット上の誹謗中傷や名誉毀損問題が深刻な社会問題として議論され始めた。2009 年 SK コミュニケーションズと東亜日報が共同で行った調査によると、このような書き込みを作成する人の半分以上が 20 代であることがわかった。図 1 から分かるように、ネット上で悪質な書き込みをしていることは多くが 20 歳以上の成人であり、成人の倫理意識の不在がインターネット上だけでなく現実社会にも深刻な

図1 悪意のある書き込み作成者の年齢別分布（2009）



出所：東亜日報（2009年6月18日）

問題を引き起こす原因になっていることが分かる。悪質な書き込みによる被害は有名人だけの話しではない。婦女暴行事件の容疑者に間違えられ実名と写真がまるで犯人のように公開された人や、テレビ番組で“背の低い男性はloser”と発言した女子大生の個人情報と悪質な書き込みは今もネット上に残っている。あるアイドルグループのメンバーである帰国子女は、10代にSNSへ書き込んだ韓国社会に対する不満の文句が人々に発見され、結局歌手生活を辞めてアメリカに帰ってしまった事例もある。(菅谷実, 渡辺真由子, 金美林, 2010)

悪質な書き込みと同様に、他人を中傷する目的でインターネット上に載せた個人情報や顔写真、青少年がブログなどで公開してしまった個人情報、インターネットカフェなどでパソコンを使ったため発生する個人情報流出、国民全員に振られている住民登録番号の流出による被害、オンラインゲームのためのサイバーキャッシュの子どもたちによる多額の充電による被害など、問題は深刻である。

## ▶ 4 韓国におけるリテラシー教育の現状

### 4-1 リテラシー教育の主体

韓国でネット上の情報に関するリテラシー教育とキャンペーンと関っている組織としては、放送と通信の内容に関して審議を行う機関である放送通信審議委員会、韓国インターネット振興院、そして学校を挙げることができる。学校以外の政府関連機関がリテラシー教育に直接関っている理由としては次の二つを挙げることができる。一つ目、韓国特有の政府主導型の産業発展の傾向である。二つ目、早期インターネット普及によるネット上情報の重要性に関する認識と様々な問題点が社会に広まったためである。他産業と同様に情報産業も政府が中心となって発展させてきた経緯から、産業の発展に妨げになる部分への対処においても政府が主導的な役割を果たしている。ネット上の情報に関するリテラシー教育を担っているこれらの組織の役割をより詳しくまとめると以下の通りである。

まず、放送通信審議委員会の場合、放送と通信の内容に関する審議や正しい利用の環境造成を目的とする組織であり、メディア・リテラシーに関しては主にキャンペーン活動を中心に展開している。政府組織である教育科学技術部と各地域の教育庁と連携して、有害な情報から青少年を守ることを目的に、「グリーン i-Net」というフィルタリングソフトウェアのダウンロードができるホームページを開設し、そこから無料で好みのソフトウェアをダウンロードできるようにしており、それらを広報するキャンペーンを展開している。「グリーン i-Net」では「青少年有害サイトフィルタリング機能」、「プログラム遮断機能」、「利用時間の制限設定機能」、「フィルタリングソフトウェア保護機能」、「フィルタリング等級選択機能」、「動画の遮断機能」などの機能が搭載されている14個の無料ソフトウェアを提供している。放送通信審議委員会は、「グリーン i-Net」をより広く普及するため、大々的なキャンペーン活動を展開しているが、具体的には、各地域で巡回キャンペーンを開催すると共に、各地域の教育庁でキャンペーン活動を行い、初年度に全国で5,000人を超える親と教職員に「グリーン i-Net」を認知させることに成功した。また、親がインターネット利用に関して子どもを指導する際の行動規範などもキャンペーン活動を通じて認知させている。

また、韓国インターネット振興院は、既存の情報通信と関連した三つの機関（韓国情報保護振興院、韓国インターネット振興院、情報通信国際協力振興院）が統合され2009年発足した新しい組織である。韓国インターネット振興院が教育の対象としているのは、小・中・高校生は勿論、大学生と一般人、インターネット業界の専門家まで多様である。これらの教育を担当するためには振興院の内部人材として各分野（例えば、個人情報保護や法

律、システムセキュリティ技術など)の専門家を抱えている。具体的な教育の主な内容に関しては次章で後述することにする。

学校における教育は、上記した放送通信審議委員会と韓国インターネット振興院と連携する形で行われている。学校のリテラシー教育で使う教材作成や教授法も現在はこれらの組織で制作されたものが主になっている。メディア・リテラシー教育は主に日本の「総合的学習の時間」にあたる「創意的裁量の活動」という学習時間に行われている。また、カナダのような草の根的な教師たちによる活動はまだ始まったばかりである。2000年「きれいなメディアのための教師運動」という名前で10人あまりの教師たちが始めた活動で、メディア教育に関心のある教師たちが研究や討論を通じて独自のメディア・リテラシー教育の方法論を模索している。現在の会員数は230人あまりで、集まりを通じて得られた成果は様々な教材や研究成果として発表・発刊されたり、ホームページに公開され他教師たちとも共有されている。

## 4-2 リテラシー教育の種類と内容

### (1) 学生に対する教育

韓国インターネット振興院では2008年から全国240の小学校と中学校を選定して、ビデオカメラなどを支給して最低3年間、集中的にリテラシー教育を実行している。現場の教職員と大学教授、インターネット振興院の専門家が協力して教材作成にあたり、また教職員のための指導用教材も制作して普及させている。教材は小学校低学年、小学校高学年、中学校用に分類されており、各段階の学生のレベルに合わせたものである。韓国インターネット振興院が準備した教育方法の特徴は、リテラシー教育に関連したテーマを学生に与え、それに対するUGCを学生自身の手で作成させることである。例えば、小学校低学年を対象にした教材の場合、ホームページ上の情報を読む方法から家庭の中でインターネットをどのような用途で利用しているか、インターネットの中の生活と実生活にはどのような違いがあるかなどに関してマンガを通じて説明している。その他にも、仮想生活と現実生活を区分させるために「アバター」をとり入れた教育、自分たちが作った作品を守ることができるように著作権問題に触れるなどの内容構成になっている。(表2参照)

これらの教育をサポートするため、各教材には教員用の教材がセットになっている。その内容は、学生が授業に集中できるようにするための教師の言動から各章における指導上の注意点、授業前の準備と後の評価のためのチェックリスト、授業の最終的な目標などが詳細にまとめられている。全国の小中学校でこれらの教材を使った同じような教育が行われている訳ではないものの、一度選定された学校は3年の間集中してこのような授業が行

●表2 韓国インターネット振興院の小中学生を対象にしたメディア・リテラシー教材の内容

対象	教材の内容
小学生低学年	①アバターを通じてネット上のアイデンティティーを区分 ②映像手紙を制作、ネット上の共有・創作方法を学び、インターネット上のコミュニケーションの特徴を認識。インターネットと他メディアの違いをUGCで制作 ③自分が住みたい仮想の町を写真や絵、ネットなどを利用して制作
小学生高学年	①写真の特徴とインターネットの登場による写真の変化、編集過程を学び、合成や写真捜査などによる個人情報侵害を考察するUGCを制作 ②インターネット広告の特徴を考察しそれを題材にUGC制作 ③オンラインゲームにおける礼儀などに対してインタビュー形式でUGCを制作
中学生	①インターネットメディアの意味と特徴に関するドキュメンタリー制作 ②インターネット時代のパロディの意味と事例、倫理意識の考察。健全なパロディポスター制作 ③インターネットメディアのUGCの特徴と事例を含めたインタビュー形式のUGCを制作

出所：インターネットメディア教室ホームページ

●表3 韓国インターネット振興院の一般人及び業界専門家に対する教育内容

対象	内容
一般人	①IPV6 普及拡散のための専門人材養成教育 ②学校及び家庭での青少年インターネット倫理教育法 ③授業が楽しくなるインターネット倫理&インターネットメディア（教師） ④インターネット倫理教育専門家過程 ⑤インターネット倫理自己診断 ⑥インターネット情報保護基礎教育
業界専門家	①事業者個人情報保護教育（個人情報取り扱いの担当者・ホームページ管理者及び制作者） ②核心人材養成過程（情報保安コンサルタント） ③事業者対象個人情報保護専門教育（事業者・個人情報担当者） ④個人情報影響評価の専門教育（情報保護コンサルタント・公務員・サラリーマン） ⑤電子証明認証管理の専門家教育（公認認証機関の運営者・専門保安業の実務者など） ⑥ネットワーク及びウェブハッキング保安教育（国防部情報保護担当者） ⑦主な情報通信基盤施設の専門家ワークショップ（産官民の基盤保護専門家） ⑧krドメイン登録代行者の業務能力向上教育（krドメイン登録代行業務の担当者） ⑨DNS技術セミナー（ドメインネームサーバーの管理者）

出所：韓国インターネット振興院のホームページ

※内容は一部抜粋したもの。抜粋した理由は同一科目が多いため。

※（ ）は教育の対象



われている。3年後はまた新たに選定作業を行い、全国に同一の教育が広がるようにする予定である。そして、上記の教育とは別に小学生を対象に行っているインターネット倫理巡回講演もある。

以上をまとめると、学生に対する教育は仮想世界と現実世界の区分を通じてインターネットというメディアに対する理解を深めさせると共に、映像物の制作・編集方法とインターネットでの共有など技術的な学習を通じて情報というものの本質に対する理解を助けている。情報の中身に対する理解と情報を生産する技術に対する教育を見事に融合させている。しかし、内容の面において情報を生産する方法と共有する方法、共有する際の倫理的な問題に関するものが主になっており、有害情報から身を守る方法には言及が少なかった。

## (2) 教師・一般人及び専門家に対する教育・キャンペーン

韓国インターネット振興院では、学生に対する教育と同じように一般人と業界人に対する教育にも力を入れている。しかし、その内容と教育方法は学生に対する教育とはかなり異なるものである。まず、教師や一般の人々に対してはインターネットを通じた教育が多く行われており、その内容は倫理教育に焦点が合わせられている。一方、業界の専門家に対する教育はほとんどがネット上のセキュリティ、電子認証などに重点が置かれている。（表3参照）これらの傾向はインターネット上で起きている問題点の多くが倫理意識の不在から発生する名誉毀損・個人情報の侵害・著作権侵害などの問題と、技術的な部分の充実が求められる保安・セキュリティ・認証のような 이슈に集中しているからであると考える。韓国インターネット振興院はこれらの教育と共にキャンペーン活動を通じて一般の人々に対する認識の転換も図っている。振興院のホームページを通じて公開している「青少年個人情報保護の被害事例及び予報法」には、ネットに流出すると悪用される可能性のある個人情報の類型を挙げ、個人情報流出による被害事例も具体的に提示している。

## ▶ 5 結 論

本文では、韓国のインターネット上における有害情報の類型、またそれらに対処するために各組織が行っているリテラシー教育の内容をまとめた。韓国では早期にブロードバン

下の普及が行われたこととは対照的に、インターネットという新たな媒体に対するリテラシー教育は最近2～3年前から本格化している。このような傾向は研究分野でも同様で、インターネットにおけるリテラシー教育と関連した学位論文・学術論文もほとんどが2000年代後半に集中して発表されていた。インターネットを通じて発生した様々な社会問題の内容が深刻化し、その社会問題に巻き込まれる子どもたちも低年齢化してきたため、リテラシー教育の必要性に社会全体が最近になってようやく気づき始めたのである。

韓国で実施されているインターネットという媒体に対するリテラシー教育の特徴をまとめると以下の通りである。

一つ、韓国で行われるリテラシー教育の内容には子どもたちに有害な情報が何か、それらにアクセスしてしまった際にはどうすればよいのか、自分の身を守るためにはどのような使い方をすればよいのかなど、有害情報対策に関連した内容が比較的少ない。主に、著作権侵害と関連した情報の取り扱いに対する教育やインターネット上における礼儀、個人情報侵害に関する問題、仮想世界と現実世界を区分させるための努力がその内容になっている。その理由として考えられるのは、まず韓国社会で発生した社会問題の傾向が主に倫理意識の不在による権利侵害、名誉毀損、個人情報流出などに集中しているからである。また、有害情報の接触から引き起こされる問題に対してはリテラシー教育よりは、フィルタリングなどの技術的問題で主に対処しているためである。

二つ、韓国で行われているリテラシー教育の主体は主に政府関連機関に集中しており、Marcusが提示したパターン3にあたりと判断される。オーストラリアやカナダのような草の根的な教員の活動も勿論存在しているものの、彼らの活動が国全体のリテラシー教育の方向性に影響を強く及ぼしているとは考えにくい。現場の専門家から必要性が実感され始まったリテラシー教育ではなく、社会的な要望や問題解決への圧力に答えるためにリテラシー教育が始まったと言える。方法はアメリカのようなトップダウン形式で、政府傘下のインターネット関連組織が主導的な立場から教育のカリキュラムと教育の方法、必要な機材の配布などを行っていることが現状である。彼らは最近社会で起きている様々な道德的・政治的な問題を解決するため、リテラシー教育の中核を担っており、国全体のリテラシー教育の方向性を決めている。

三つ、韓国で行われているリテラシー教育の内容は、Marcusが分類したモデルに当てはめると「啓蒙モデル」と「参加型モデル」が融合された形であると言える。インターネット上で広まっている無数の情報をどのように理解すればよいのか、そして合成や編集によって操作された情報へアクセスした際の情報の見分け方、著作物としての情報の扱い方など、生徒自らが自分に必要な情報を仕分けることができ、理解できる能力を育てるようにすることが「啓蒙モデル」に関係している部分である。また、これらの啓蒙的なテーマを持って直接映像を創作し、編集し、インターネット上で共有する経験をする部分は「参加型モデル」に当てはまる部分である。Marcusによると、「啓蒙モデル」はしばしば学生たちにコンテンツを読む力を備えされることに集中するあまり、本当に必要なメディアコンテンツを創作するスキルを教えないことで批判されているそうである。また、「参加型モデル」への必要性は現代社会でその重要性が増している点も強調している(2章を参照)。韓国インターネット振興院が小学生と中学生を対象に行っているリテラシー教育は、「啓蒙モデル」と「参加型モデル」が融合した形をしている。

以上から韓国で行われているインターネットのリテラシー教育を評価すると次のようにまとめることができる。

まず、内容の面で有害情報にアクセスしてしまった際、子どもたちが自分の身を守る方法も教育内容により多く取り入れる必要があると考える。勿論このような教育がまったくされていない訳ではないものの、少なくとも韓国インターネット振興院が発行している

教材の中ではこのような内容が占める部分が少ない。フィルタリングと政府機関の摘発やアクセス遮断のような技術的な部分だけでこの問題を解決することには限界があり、危険な情報の種類、危険な情報にアクセスした場合に行う行動規範などを子どもたちにしっかり教える必要がある。実際、有害情報や家出情報、自殺情報などに誘惑され危険な目にあった子どもたちは、そのような情報によって自分たちが陥る状況がどのようなものか想像できなかった場合もあるからだ。

そして、現在の韓国の現状はトップダウン形式のリテラシー教育パターンであるが、今後は現場がより主導的な立場になってリテラシー教育を引っ張っていく必要があると考える。現在韓国インターネット振興院が制作した教材作成の作業にも現場の教員が参加しているものの、あくまでも企画した振興院側の要請によって執筆陣に現場の先生が呼ばれた格好になっている。教育現場の問題点に精通している教員たちの活動ネットワークが拡大される形で現場の問題点を的確に指摘し解決策を模索する方法に変わっていくと、より効果的なリテラシー教育が実現できると考える。

---

## ●参考文献

---

### [英語文献]

- Buckingham, D (2003) *Media education : literacy, learning, and contemporary culture*, Blackwell Publishing Ltd.  
Marcus Leaning (2009) *Issues in Information and Media Literacy: Criticism, history and policy*, Informing Science Press.  
Ontario Ministry of Education (1989) *Media Literacy resource guide: Intermediate and senior divisions 1989*. Toronto: Ontario Ministry of Education.  
Patricia Aufderheide (1992) *A Report of The national Leadership Conference on Media Literacy*, The Aspen Institute Wye Center  
Tyner, K (1998) *Literacy in a Digital World: Teaching and Learning in the Age of Information*, Lawrence Erlbaum Associates, Inc.  
W. James Potter (2011) *Media Literacy (edition 5)*, SAGE

### [日本語文献]

- 菅谷実, 渡辺真由子, 金美林 (2010) 「ネット空間のメディア・リテラシーと情報モラルのあり方に関する国際比較研究」『助成研究集』平成 21 年度第 43 次 (財)吉田秀雄記念事業財団

### [韓国語文献・ウェブサイト]

- 放送通信審議委員会 (2009) インターネット安全網! グリーン i-Net  
インターネットメディア教室ホームページ (<http://www.imucc.kr/>)  
韓国インターネット振興院ホームページ (<http://www.kisa.or.kr/>)  
放送通信審議委員会ホームページ (<http://www.kocsc.or.kr/index.php>)  
東亜日報 2009 年 6 月 18 日  
東亜日報 2010 年 9 月 11 日

(金 美林 慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所研究員, 総合政策学部非常勤講師)